

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川口市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和五年三月二十四日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

川口市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成十年川口市規則第五号）別表

第一（第二条関係）別表第二（第一条、第二十四条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

四 管理を行う期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで